平成２３年（フ）第１０９９２号
東京都江戸川区東小岩１丁目13―５―206
債務者　中矢　雅夫
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０９９３号
東京都港区海岸３丁目２―９―504
債務者　日高　豊夫
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０９９４号
東京都立川市栄町５丁目21―１―815
債務者　青野　　聡
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０９９５号
千葉県松戸市栄町４丁目204―２―401
債務者　小暮　昌人
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０９９６号
東京都大田区西六郷２丁目26―16
債務者　加藤　和代
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０９９７号
東京都大田区西六郷２丁目26―16
債務者　加藤真理子
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０９９８号
埼玉県川越市新宿町４丁目６－１　東坂上団地１―308
債務者　大塚　和彦
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０９９９号
東京都豊島区上池袋２丁目42―11―206
債務者　矢野　長廣
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１０００号
埼玉県さいたま市見沼区大字小深作181―２
債務者　三浦ヤス子
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１００１号
東京都足立区伊興５丁目19―９―101
債務者　佐藤　義博
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１００４号
東京都目黒区大岡山１―４―３―203、住民票上の住所東京都目黒区東山２丁目７―18―111
債務者　新条　一広
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１００５号
東京都練馬区北町３丁目２―12―302
債務者　鵜之沢ルミ
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１００６号
東京都世田谷区下馬６丁目36―７―202
債務者　小池　紀晴
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１００７号
神奈川県川崎市幸区戸手本町２丁目393―１―401
債務者　清水　智美（旧姓木村・村上）
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１００８号
東京都練馬区豊玉北６丁目10―17―306
債務者　中嶋　直樹
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部